

諸外国の義務教育制度の比較

国名	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本	
根拠法	各州の州憲法及び教育法(又は学校法) ※ 州教育委員会が教育を所掌	教育法	教育基本法	連邦憲法(基本法)、各州の憲法、教育関係法等 ※ 教育の基本的な権限は各州が有し、文部省を設けている。	憲法、教育基本法、初等中等教育法	憲法、教育基本法、学校教育法	
就学年齢	6～15歳 9年間又は10年間が多いが、(州によって異なる) ※カリフォルニア州は6～18歳	5～16歳の11年間	6～16歳の10年間	6～15歳の9年間(一部の州は16歳までの10年間)	6～15歳の9年間	6～15歳の9年間	
義務教育学校	初等	小学校(6年制)	初等学校(6年制)	小学校(5年制)	基礎学校(4年制)一部の州は6年制	初等学校(6年制)	小学校(6年制)
	中等	下級ハイスクール(3年制)、上級・下級ハイスクール(6年制のうち3年間)、ハイスクール(4年制のうち1年間)	総合制中等学校(5年制)	コレージュ(4年制) ↓ リセ等(3年制のうち1年間)	ハウプトシューレ(5年制)、実科学校(6年制のうち5年間)、ギムナジウム(9年制のうち5年間)	中学校(3年制)	中学校(3年制) 中等教育学校前期課程(3年制)
	その他の進路	小学校(4年制) ↓ ミドル・スクール ↓(4年制) ハイスクール(4年制のうち1年間)	ファースト・スクール ↓ ミドル・スクール ↓ アッパー・スクール		総合制学校(9～13年制)		
設置主体	主に学校管理のために組織された行政単位である「学区」が設置	ロンドン地域では基礎的自治体が、それ以外の地域では広域的自治体が設置	小学校は市町村、コレージュは県、リセは地域圏(州)が設置	基礎的自治体と広域的自治体が学校種を分担して設置	特別市(ソウル)、広域市及び道が設置	主に市町村が設置	
教員	公立学校の教員は、契約により学区教育委員会に雇用された者	公立学校の教員は、契約により雇用されている。	公立学校の教員は、国家公務員	公立学校の教員は、州の公務員	公立学校の教員は、国家公務員	公立学校の教員は、地方公務員	

国名	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
財源	多くの州では、教育費財源に充てるため、教育目的税(売上税、タバコ税など)が設定されている。学校の設置・管理及び運営は、州法により設けられる学区の権限と責任に委ねられており、学区は財政的にも固有の課税権を持ち、学区住民に学校税(資産税)を課している。学区による学校教育財政は、独自に徴収した税収とそれを補う州からの補助金を主たる財源として行われている。	学校特定負担金の導入(2006年度)により、学校運営の予算(教職員給与、施設・備品の購入)は全て国が負担している。 なお、負担金の用途は国や地方が定めることなく、全て学校の裁量である。	国は国家公務員である教職員の給与費全額を負担しているほか、教科書その他の教材費などを負担 小学校・中学校の施設・設備の整備費は、設置者である市町村・県が負担しているが、その財源としては地方税収入のほか国が支出する各種補助金が充てられている。また、市町村に対しては、学校運営のための様々な経費に充てるため、国から運営総合交付金が交付されている。	教職員は州の公務員であり、給与費の全額を州が負担、施設・設備費は地方自治体が負担するというのが基本的な仕組みである。 また、地方自治体が負担する経費については、州が補助金を支出している。	小中学校教員は国家公務員であり、その給与費は全て国庫負担である。 地方が負担する学校教育費は、国からの地方教育財政交付金と地方教育税の税収などで賄われている。	市町村に対して小・中学校の設置義務が課されており、学校の経費は設置者が負担 教職員の給与費は都道府県が負担し、国がその3分の1を負担 学校施設の整備については、国が2分の1ないし3分の1の負担又は補助を行っている。
有償・無償	公立学校は授業料を徴収しない 教科書は無償(貸与)	公立学校は授業料を徴収しない 教科書は無償(貸与)	公立学校は授業料を徴収しない 教科書は無償(貸与)	公立学校は授業料を徴収しない 教科書は無償(貸与)が基本	公立学校は授業料を徴収しない 教科書は無償(給付)	国公立学校は授業料を徴収しない 教科書は無償(給付)
教育課程の基準	州や学区が教育課程の基準を定めている。 なお、近年では各州共通の基準を定め、各州の基準に反映させる動きがある。	国(教育省)により教育課程の全国基準を定めている。	国(国民教育省)が全国的な教育課程の基準として、学習指導要領を定めている。	各州の文部省が学習指導要領を定めている。 なお、各州間の調整機関として各州文部大臣会議があり、それぞれの基準を整合させる機能を持つ。	国(教育科学技術省)で教育課程を定めている。	国(文部科学省)で教育課程の基準として学習指導要領を定めている。
教科書検定	なし	なし	なし	各州の文部省による検定制度がある。	初等学校の全部及び中学校の国語と社会(国史)の教科書は国定 他の教科書は国による検定制度がある。	国(文部科学省)による検定制度がある。

